第９期第１回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会　会議録

日時：令和２年７月１４日（火）　１０時００分～１２時００分

会場：河内長野市役所６階　６０１会議室

出席委員：上尾、岡島、柏木、齊藤、高橋、久、前田、水谷、森田、山田

事務局：浦、緒方、内田、藤本、吉川、阪下

１．開　会

①　開会、委嘱について

　委嘱状交付

　桝井副市長挨拶

②　委員・職員紹介

　各委員による自己紹介

　事務局職員紹介

③　本懇談会について

　事前資料に基づいて事務局説明

④　会長、副会長について

　　　　選出について事務局が腹案を提示、会長に久 隆浩氏、副会長に岡島 克樹氏を選出

会長挨拶

２．案　件

①　令和元年度の協働の取り組みについて（報告）

②　市民公益活動支援センターの事業等について

③　市民公益活動支援センターの評価方法について

④　その他

３．閉　会

①　令和元年度の協働の取り組みについて（報告）

※資料５に基づき事務局説明

久会長：せっかくな機会ですので、この資料5で、ただいまの説明内容につきまして何かご質問とかご意見ございましたらお願いします。皆さんの興味関心のあるところでのお話で結構ですので、もう少し聞いてみたいことやこのような意見があるというようなことでも良いので、よろしくお願いします。

委員：はい。

久会長：はいどうぞ。

委員：14ページの協働の仕組みづくりの中で地域まちづくり支援研修の記載がありますが、例えば小山田小学校区まちづくり会でお願いしたいとした場合、どのような支援をお願いできるのでしょうか。

事務局：14ページに記載している支援研修は、支援サイドの研修です。例えば地域サポーターのための研修等、我々サイドの研修がメインになります。地域の方々の学習としましては12ページの協議会連絡会があります。一番の大きな課題として会の高齢化や人材の固定化等、現場そのものの課題があったので、こういった内容で研修をさせていただいています。また、こういった協議会で課題があるので、こういう研修があったらいいというアイディアがありましたら、相談いただければ、このような研修の機会にテーマを設定することが可能です。

委員：ありがとうございます。

久会長：情報提供させていただくと泉大津の市民活動支援の仕組みの中で、去年あたりから、例えば、自治会の方が、いろいろ全国の協議会の大会や東京で研修会とか行かれる時に、その旅費や宿泊費の応援をするという制度を作っています。さらに、よく自治会、まちづくり協議会で、他の元気のいい地域に研修に行く時の、バスを利用するということでも、お金を出させていただくという補助金の制度の中での仕組みを立ち上げていますので、そういうところも、参考にしながら考えていってもらいたいです。

事務局：補足ですけど、各校区に補助金を出させていただいていますが、各校区でそういう取り組みをしたいということに関しては、補助金の対象としています。

久会長：はい、ありがとうございます。私の方から1点教えていただきたいのですけど、13ページにあるワークショップの回数が平成29年3回、平成30年度18回ということで書かれているのですが、これは1件当たりの延べ回数でしょうか。つまり、いくつかのワークショップがあって、例えば3回・5回とやると、プラス8回になります。だから、回数なのか件数なのかというのを教えていただければと思います。

事務局：これは件数ではなくて、回数になります。

久会長：なぜ聞くかと申しますと、自治協働課は、協働担当ですので、様々なところで協働を頑張っていただいていると思うのですが、市全体の中で、色々な事業をする時に、もっともっとワークショップをやっていただいて、事前に市民の方々の声を拾いながら事業展開して欲しいなと期待をしていますので、それも一つの結果が、ワークショップの件数に出てくると思います。例えば、公園をつくる、公園をリニューアルする時に、事前に地域の方々と一緒にワークショップをしながら、デザインを決めていく等、色々なところで起こってきたらいいなと期待していますので、自治協働課以外の部署の方が、協働に取り組んでいただければ嬉しいなというふうに思いますので、またどういう指標で見ていけば、分かってくかということも含めて、また、今年度以降考えていただければと思います。他よろしいでしょうか。それでは、来年度の取り組みが込み入ってきた段階で皆様のご意見を賜りながら、より良い協働の仕組みが動くように進めて参りたいと思います。それでは2番目市民公益活動支援センターるーぷらざの事業等につきまして、事務局の方からまずご説明いただけますでしょうか。

②　市民公益活動支援センターの事業等について

※資料６、７に基づき事務局説明

久会長：はい、ありがとうございます。主に最後の資料7でお示しいただきました機能移転について、ご意見賜りたいということでございましたので、この辺りを重点的に議論できたらと思っています。ご質問でも、ご意見でも結構ですので、よろしくお願いします。

委員：はい。

久会長：はいどうぞ。

委員：はぴえるさんが指定管理で3月までということですが、それ以降は公募されるのでしょうか。

事務局：新機能の方につきましては先ほどのように公募させて競争させるというわけではなくて、新たな仕組みを作ろうとしています。その仕組みづくりの為に、現在水面下で調整していますので、公募という形ではないです。

委員：公募でないのであれば、次の運営主体はどうなるのですか。

事務局：今調整中です。当然のことながら、今までやっていただいていたはぴえるさんとも調整中です。

久会長：少し私の方からの補足で言うと、資料７の3ページの図がありますが、今まではこれを全部はぴえるさんが指定管理でやっていただいていたのですけど、これを複数の方々に役割分担をしてやっていただけないかというイメージと思います。当然分担しますので、複数の主体の連絡調整とか、そういうものは、また新たな仕組みとして必要になってくるかなとは思いますが、1団体ではなくて複数団体が得意なところを担っていただけるという形を今事務局が想定されているということです。

委員：今回は3月で終了ということで、次が5月からということなので、１ヶ月間空いています。それで支障はないのですか。

事務局：支障がないかということで言われますと、難しいところはあります。この辺りは生命、財産というところまではいかないということもありまして、可能であれば空白期間は無い方が良いのですが、整備のこともありますので、ご理解いただければと思います。閉じている間に、何か対応が必要ということがありましたら、行政として対応していきます。その辺りは、まだ話を詰めきれていない状況ですので、その空いた期間どうするかということについては今後の調整ということになります。

委員：結果として1ヶ月空いてしまうというのは仕方ないですが、予定の段階で1ヶ月間空くということではなく、４月から開館を目指すほうが良いかと思います。

事務局：5月というのは、現実的な線でこの辺りだろうということで記載させていただいていますが、開館が早い方が良いということは、仰る通りです。現在可能な限り早く開館できるように調整中です。

久会長：期間が重なっていけば一番良いですが、指定管理というのは、基本的に指定管理者がいなくなった場合は市役所がやらないといけないストーリーになっていますので、最悪というと語弊がありますが、その空白期間の４月は、今まではぴえるさんがセンターでやられていたお仕事は、行政がやっていくということになり、穴は開かないと思います。

委員：はい。

久会長：はいどうぞ。

委員：まだ具体的な場所というのがオープンにできないということですが、大体オープンにできる目安はいつでしょうか。

事務局：数ヶ月先になってくるとは思います。表に出すタイミングは現在調整中になっています。2・3ヶ月ぐらいでオープンにできるかと思います。

委員：どうして聞いたかと申しますと、すべて市の中でやられています。我々の活動は協働になるわけですが、水面下ではされているかもしれませんが、私は関わっていないので分からないのですけど、その手法を使われた方が良いかと思います。

久会長：色んなところでどう関わっていくかということは、もう少しお互い話し合って具体化しないといけません。その協働が必要だというのは、そもそも論としては分かります。だから、どの段階で、どの内容に、どういう協働が必要かというのをきちんと詰めていかないと難しいです。例えば先ほどの事務局が、いつの段階で公表できるかというのは、商業施設側と市役所の契約の問題があるので、そういう話の中には協働は、なじまないというところもあります。それから、センターの運営そのものに、色んな意見を聞くということであれば、また次回の評価の話にもなりますけど、今ははぴえるさんが指定管理を受けているわけですけれど、その中で、例えば運営委員会に様々な方々に入っていただいて、常に情報交換しながら運営を進めていくような体制をより充実していただけるのか等、色んな形での協働のスタイルがありますので、そこをもう少し議論しながら、どこにどういう形で協働が進められるかということを、今後も議論できればと思います。

委員：私だけ質問して申し訳ないですが、事務局だけではなく、先生も関わっていると考えても良いのですか。

久会長：べったりではないですけど、随時相談は頂いています。私は他地域の事例も知っていますので、他の地域の事例等もご紹介しながら、いろいろ一緒にはしています。アドバイスをさしていただきながら、様々な形態とか仕組の動かし方がありますので、その中で事務局としては、河内長野市にふさわしいやり方を、今検討をしていただいているところです。

委員：わかりました。

久会長：今日社協さんに来ていただいていますけど、例えば明石は、コミュニティ創造協会という財団法人が、こういうセンターも含めて受託をしていますが、そのコミュニティ創造協会の理事に、社会福祉協議会の事務局長が入っています。その理事会の中で、社協と、コミュニティ創造協会の連携は取れています。だから色々な仕掛けのとり方があると思います。今後、複数団体が動かしていくということであれば、ジョイントベンチャーというか、共同事業体みたいなものを作っていくのか、そのあたりも、事務局に考えていただければ良いと思います。明石の場合は、生涯学習センターと男女共同参画センター、そして、市民活動センター、この3つが同じ施設に入っています。名前のとおり、コミュニティ創造協会ですから、まちづくり協議会の設立運営のお手伝いもしています。4つの機能を1つの団体が動かしているということですので、様々な関係者がおられます。そのような施設運営の場合は、運営委員会というのを理事会と別途持っていて、そこには、その施設を利用されている方々の声も、運営委員会側でお聞きをするというような仕組みを持っています。

委員：最初のところ聞き逃してしまったのですが、どこの事例ですか。

久会長：明石です。

委員：わかりました。

久会長：明石は、4つの機能を動かしていますので、総額でいうと指定管理料で2億円超しています。スタッフも20人以上抱えていますので、かなりしっかりとした総務や庶務の体制をとらないと、そのあたりのことは出来ないです。脱線しますけど、今年からスタッフの退職金の積み立ても始まっています。退職すると退職金をいただける仕組みを、団体さんが取られている。かなりしっかりしないと動かせないような規模で指定管理を受けています。社協さんは、そういう体制をしっかりと取られていますので、社会福祉協議会の事務局長が入っていますので、社協がどうしているのかという話を聞きながら、組織体制の強化をしていこうとしています。

委員：コミュニティ創造協会さんの中に、社協さんも入っているということですか。

久会長：社協が入っているのではなく、理事会の理事の1人として事務局長が入っているということです。

委員：はい。

久会長：それは受ける団体さん側の話ですので、受ける団体さん同士で考えていただければ良いと思います。そういう仕組みの中に、例えば再三お話をしたように、どういう形で市民の声を反映できるかというところの仕組みは、我々も含めて一緒に考えていく必要があると思います。また、先ほど課長の説明の中でも、ここ10年ほど、世の中の動き方とか市民活動のあり方が変わってきていますので、ＮＰＯ法ができたのが1998年だと思いますけど、その当時はＮＰＯが頑張っていこうよという動きがあったのですが、最近はＮＰＯという法人格だけではなく、一般社団法人もありますし、特に最近の若い方は、株式会社という法人格を取りながら、実は、社会的な事業をやっているという人が出てきていますので、必ずしもＮＰＯだけではないという話になっています。さらに言えば、先ほど補助金に手を上げる件数が減っていますという話が出ましたけど、20代30代40代の若い方が、株式会社等で動かしている場合は、市役所のお金を少しだけもらって、口を挟まれたくないということで、自分たちのお金でまわしている事例も増えてきていますので、そういう意味でも、市が応援しなくても勝手にやりますという方々も増えていますので、そういう意味では、この支援のあり方とか支援の拠点としてのセンターのあり方とか、根本的に見直していく時期ではないかと私は思っています。

岡島副会長：はい。

久会長：どうぞ。

岡島副会長：確認ですけど、機能移転に関して、この懇談会が持っている権限とは何か。今何を話し合っているのか、まだクリアに見えていないです。例えば、機能移転に関する基本原則みたいなものをここで了解するみたいな感じですか。

事務局：はい。この懇談会については、もともと指針を作る提言を検討する中で構成され、提言を作成して終わりかというと、それに対する市の指針に対して、引き続き、この指針の内容を効果的な取り組みができているかということについて意見を言っていただくということで考えています。だから今回のこの部分についても、指針に基づく取り組みではあるのですが、それに対して、皆さんからご意見を頂戴して、懇談会として結論を出して欲しいというわけではなく、色んな立場からご意見を頂戴した中で、私たちの施策に活かしていきたいという趣旨です。

岡島副会長：私達が何か決めるということではなく、市が決定をする上で、このことについて留意して欲しいとか、そういう意見を述べる立場であれば、非常に悩ましいと思います。今の時点で言えないことが沢山あると思いますので、私たちが、ここでどのような意見を出せるかというのは正直非常に難しさを感じています。例えば、水面下で交渉しているというお話があると、水面下で交渉するとはどういうことか等、結局プロセスがオープンではないということで、委員の1人としてどうコメントして良いかということが正直な気持ちです。だから、少なくとも後でも、こういうプロセスについては、ここに居ない人も含めて、明確に説明するということが非常に重要な留意事項かと思います。つまり、よく見えない中で物事が決まって、水面下の交渉の中で関わっていない人が居るとかその水面下の交渉のプロセスに関わっていたとしても、十分に意見が言えていないという気持ちを持った人が居ると、結局、事務局、この委員会、或いはそれに関わった人たちが一生懸命考えて、新しいものを作ったとしても、損なわれるようなことになると、非常に残念になります。後からどういうプロセスを踏んだのか分かるということが一つポイントと思います。私は、専門ではないので、他市の事例について沢山知っているわけではないですが、いくつかの市とお付き合いしながら、このような変化がある時には、結局開館した際に、地域の活動の中での感情のもつれあいがしこりとなって、せっかくコンセプトとしてはいいものが出来たとしても、うまく機能しないということは非常に残念ですので、本市において起こらないようにということだけは強く心から願っています。そこのところをどういうふうに防ぐかということについては、是非しっかりやっていただきたい。

委員：今の問題というのは、るーぷらざの問題だけではなく、全体の問題です。この懇談会の在り方で、私はそれが少し気になっています。形だけの懇談会になり、何か会議をやって、何か終わってしまうというようにならないようにして欲しいと思います。今回、例えば1年目は何をするのか、２年目は何をするのか、そのきちんと結論を出して、そういうことがないと、意見だけを言ってどうなったか分からない状態になります。本来、我々が検討して、それがここだけではなく、市全体でそういう感じを私は感じるので、ここが突破口にならないかと思い、応募した次第です。

久会長：もう少し違う言い方をすれば、審議会というのもあるわけです。審議会というのは、ここで決定しないと先進めないという非常に大きな権限持っているわけです。今回は懇談会です。懇談会だから審議会ではないということです。先ほど明石の場合も、理事会というのは、非常に大きな権限を持っていますから、事務局が勝手に進められない。色々なことを進めるためにはやはり、理事会を通さないといけないということなります。運営委員会というのはそういう権限がなく、利用者の声を様々いただくという場所です。そのようなご意見賜って、違うところで意思決定をする場合もありますし、審議会のように、ここで意思決定をする場合もあります。そういう事でいえば今回の場合は懇談会ですので、先ほど課長より説明いただいたように、我々の意見を反映して、事務局で決定していただく。岡島副委員長おっしゃるように、それがきちんと反映できているかどうかというのはお返しいただく等、そういうプロセスがないと、聞いただけかという話になりますので、そこの手続きをきちんとしていけば、必ずしも全部ここで決めてしまうことだけが、協働ではないと思いますので、そこは新たな仕組みづくりを一緒に考えていければ良いと思っています。

委員：はい。協働に関する審議会は、受け皿として何審議会になるのですか。

久会長：協働に関しては、審議会はないです。

委員：無いですか。決定は事務局でするのですか。

久会長：決定は事務局です。最終的には議会にかけます。

委員：そういうことですか。

委員：ソフト面は色々変わってくるため、今のるーぷらざでハード面を決めていく時に、皆さんから意見をもらってワークショップを何回もして決めたという過程があるのですが、実際意見を聞いて決定したにもかかわらず、使ってみると、使いづらいこともありました。私は、特にハード面ですが、自由性を持って進めないといけないと思います。今回コロナのこともあって、10年強ですが、その時期に応じた可変性とか動かせる部分も考えてやっていかないといけないと思います。このアイディアを出してくれているのは、ここの意見も入れて、考えてくれてはいるのですが、今度実際に決めていく際に、何をどこに入れていくという段階で、いつの時点でどこまでがあり、あとは、自由に変えるよというような、決めていくプロセスの予定をもう少しはっきり見えるようにしていただけたら、どこで意見が言えるのかということを事務局に言いました。きちんと設計図を示して欲しいと思います。今その段階ではないと思うのですが、そういう意味では、たとえ失敗しても、後で変えられるぐらいの自由性があれば良いと考えます。

久会長：その辺りを今事務局としては、市民参加をどのタイミングで図ろうと考えているのか、少し聞かせていただければと思います。

事務局：今仰っていただいたように、たくさん意見を聞いて、プロセスとして進めていきたいと考えていますが、今はそれよりも前の段階で、担い手が覚悟を決めていただけるまでにどのような調整をするかというところですので、ある程度、明確になった段階で、どういうふうなものをしていこうかというところについて、当然色んな方に意見を聞ける段階になると思います。まだ、その段階に至っていないというのが、現状です。

久会長：ある程度確定した段階では、様々なところでご意見を賜る機会を作っていきたいというお考えですか。

事務局：そこも今調整しているところで、どういう形で進めていくか、当然その項目は入れていきたいのですが、具体的にどんな聞き方をするかということは、きちんと調整しながら進めていきたいと考えています。

久会長：ありがとうございます。他いかがでしょうか。

岡島副会長：はい。配布していただいている資料7の3ページ目のこの図を見て、まだ分からないことがありまして、申し訳ないですが、この河内長野スタイルというのは、一体どういうものなのか、具体にどんなふうなお金の流れなのかということがイメージつかなくて、それぞれの機能の得意分野を重ね合わせた協働による事業運営なのか。得意分野であるＡという機能について比較優位のある団体さんが、その部分を担いつつ、一方で、機能ＡＢと合った際に、全体をコーディネートするお役もあるわけですが、公募をしないことは分かったのですけど、委託をする時に、どのような形になるのか想像できないです。

事務局：色んな選択肢があると思います。コーディネートするところに、まず全面的にお任せをして、そこから、それぞれの部分にお金も含めて任せていく方法と基幹的な部分については全体をコーディネートするが、それぞれの部分については、違う手の結び方をする方法があります。前者の方が良いですけど、調整の中ではうまく進むとは限らない部分もありますので、選択肢を持ちつつ調整をしようとしているところです。

岡島副会長：そこのところは決まっているわけではないということで理解しました。あと資料7の別紙3にある市民交流センターと民間商業施設とのメリットとデメリットの比較は、非常に重要なことだと思います。このような表を作成していることは大事なことだということが一つ申し上げます。一方で、この民間商業施設がどこなのかというのは、もちろん今の段階では言えないということなので、私も含めて、ここにいる委員の人が想像しにくいのですが、そのルールの制約が少なく自由度が高いといった時に、本当にルールの制約が少ないのか、例えば、商業施設の場合だと、夜10時まで残って作業ができるのか等様々なことを考えます。ルールの制約が少ないというのはどういうことを想定されているのか、少し考え始めると、このようなメリットやデメリットの比較が、本当に、ここで纏められたような形で大丈夫なのかということを考えます。

事務局：ルールについては、細かな話が多いです。るーぷらざは、団体さんに結構自由に使用いただいています。例えば、パソコンの電源一つ繋ぐのも、普通にコンセントにつなげるのですが、市民交流センターであれば電源使用料というのがあります。具体的には、こういうルールの違いというのも結構あります。利用団体だけ減免するのかというと難しく、そういった部分も含めて色々な制約がありました。

岡島副会長：分かりました。

久会長：今のお話で言うと、民間とか公的施設だからではなく、市民交流センターに入ると、市民交流センターのルールの中でしか動けないということになります。民間施設というよりも、ここは市民公益活動支援センター単独で使えるので、そこは自由にルールが設定できるという違いですね。その為、下手すると公的施設と民間施設のメリット、デメリットに、誤解されてしまいますので、そういうことではないですというのは、少し必要になるのかなと思います。

事務局：そちらの方も必要があれば仕分けさせていただきます。

久会長：他いかがでしょうか。

委員：これは、駅の近くの商業施設ですか。

久会長：河内長野の現状を見ていただいたらわかると思うのですが、駅に近い商業施設もありますけど、外環など沿道の商業施設もあります。

委員：ここにスーパーと書いています。

委員：近隣学校とも書いています。

委員：要は意見を言うためには、知らないと言えないです。

事務局：懇談会があるから、可能な限り早く出そうと考えて、出させていただきました。そこは、出せる範囲で出させていただいているということでご理解ください。あと、お願いですが、先ほど会長の方からもお話がありましたが、相手さんのある話になりますので、公表できる段階ということがあります。情報が出てしまった場合に、話が頓挫する可能性もありますので、基本的には分かってしまうこともありますが、できましたらこの場だけの話で止めておいていただきたいというのが正直なところです。

久会長：駅近とは限らない。例えば、南花台はコノミヤさんの上で動いています。だから、南花台のパターンでいうと、駅近ではないですので、必ずしも駅近という考え方ではなく、商業施設とのメリット、デメリットを、また考えていただければと思います。この辺りは、先ほどお話いただきましたように、できるだけ早いタイミングで、この懇談会にお出しして、そこで調整が図れる部分があれば、活発にご意見を賜りたいということですので、申し訳ないですけど、今日はこのレベルというと怒られますが、ご意見いただければと思います。あと、少し私の方からですけど、このコロナによって、集まらないやり方ということが出てきました。折角の機会ですから、リモートで色々やるというような、ハードもソフトも含めて、新たなアフターコロナの対応ができるような形を持って欲しいと思います。ちなみに近畿大学も、この3月4月に、ＩＴの強い先生方を中心に、個人的に動かしてきたのですが、これは駄目であろうということで、ようやく今月にＩＴ推進委員会という戦略的な組織ができまして、それで動かして行こうと話になっています。そういう意味では、ＩＴを使いながら、新たな支援ができるような、ハード・ソフトの仕掛けも是非とも考えておいて欲しいと思います。例えば、スタジオみたいなところで、防音も出来ていて、そこから、リモートで流せるような仕掛けもいるのかもしれないです。それではまた、タイミングを図って、色々意見交換させていただければと思います。それでは3番目の市民公益活動支援センターの評価方法につきまして、事務局から説明いただけますでしょうか。

③　市民公益活動支援センターの評価方法について

※資料８に基づき事務局説明

久会長：はい、ありがとうございます。今日はこういうお仕事がありますよということでの意識をいただければと思います。大変だということかも知れないですが、資料の8の裏側に、平成30年度の我々がした第３者評価が載っていますけど、一つ一つ見ていくことは大変なので、皆さんのご意見を賜りながら、総括的に10行程度の文章を毎年作成させていただいています。そういうことで、先ほど第三者評価とは何だろうかという話をご説明いただきましたけど、まず、はぴえるさん自身が評価をしていただいて、行政が評価をしていただくということになります。Ａ3の資料8－1のところで、2ページ目を見ていただけたら、受託者評価はA行政評価Bとずれが生じていますが、この時に、我々第三者評価ということで、それは行政が言う通りだとか、いやいや、行政は厳しすぎで、はぴえるさんの方が妥当ではないでしょうかということを、第三者である我々が評価をさせていただくという仕組みになっています。ちなみにこういう指定管理者に対しては第３者評価を毎年するというのは、極めて珍しい。指定管理者にとっても、行政評価だけではない違う目が入るというのは、ありがたいことだと思いますので、そういうことを、我々はずっとさせていただいておりますので、今年度も昨年度の評価をさせていただければというような趣旨でございます。具体的な内容はまた次回、お示しいただいて、少し議論させていただきたいと思いますけど、現時点で何か確認しておきたいとかございましたらお願いします。

事務局：スケジュール的な話を言うと、この資料8の１というのは、平成30年度の分で、今受託者評価と行政評価をそれぞれしている最中ですので、次の会議に間に合うよう郵送でお送りさせていただくつもりなので、これは、まずこういうシートからこういう仕組みというのを見ていただいて、実際は、会議の前に届く資料が今年度のものになりますから、それを見て当日臨んでいただくという形になると思います。

久会長：はい。他いかがでしょうか。

委員：はい。附属資料も、届くのでしょうか。

事務局：附属資料につきましては、令和元年度になっております。資料の8－1の分だけが、今現状、作成中になります。

久会長：資料の8の2以降とそれから、今冊子綴じさせていただいている活動報告書は次回以降使うということで、一番重要な８の１がまだ間に合っておりませんので、出来た段階で皆さんに郵送させていただければと思います。

委員：了解いたしました。

久会長：あとはいかがですか。それでは次その他ですけれども事務局の方からその他事項ございますか。

事務局：次回8月25日火曜日の予定となっております。会場はるーぷらざの方を予定しておりますが、また案内につきましては郵送させていただこうと思いますので、次回の予定をよろしくお願いいたします。

④その他

久会長：委員の皆さんからその他はございますか。

委員：はい。突飛な意見かもしれないですが、希望ですけど、この懇談会のメンバーの1人として、市長さんが対等の立場で入られたら良いと思います。代理で副市長さんでも良いですが、懇談会の趣旨を、お聞きしたら少し違うかもしれないですけど、例えば、来年度、この指針について考える時期なので、参加いただければと思いました。

久会長：色々なところで、市長に直接という話がありますが、市職員というのは、その市長に成り代わって特に部長が、これを統括する形で入っていただいて、市長の意向をここには届けていただきますし、我々の意向も、市長には随時届けていただいていますので、市長が来ていただくのが一番本来ですけど、市長に付託を受けて、市職員さんが座っておられるというように考えていただければ良いと思います。

委員：どうしてこのようなことを言うかといいますと、先ほど最初のごあいさつの中で、第5次総合計画の中でも協働によるまちづくりというのが位置付けられています。実はその第5次総合計画の概要版に、将来都市像の実現に向けたまちづくりということで、政策の体系ということが書かれています。将来像というのが、先ほどご紹介された「人・自然・歴史文化輝くふれあいと創造のまち河内長野」となっています。まちづくりの方法ということで、色んな分野別の政策と地域別の政策が含めて書かれています。それを支える政策の中の基本政策1に協働によるまちづくりと書かれています。だから、これは、総合計画の中で重要な政策だというふうに、計画の中、要は文書の中では位置づけられています。現実の市政運営では、こういう形に本当になっているのだろうかと疑問に感じます。私が全部分かっているわけではないですが、少し関わりがあるところでは、少し感じるところが大きいです。それは、これだけ重要なものだということを市長は理解して、市長の公約の中に、総合計画の推進ということが何も無いわけです。だから協働の推進も出てこないわけです。これが重要だというのは、その辺は市全体で理解して欲しいと思いますので、それで申し上げました。

久会長：はい。総合計画に基づいて市長も含め、市役所が動くというのは当たり前のことなので、敢えて公約の中でも掲げていないだけと私は理解しています。先ほど少しワークショップが何回開かれていますかというのを確認させてもらった時も申し上げましたけど、どうしても自治協働課、協働という名前がつく、ここだけが進めていくという姿勢になってしまいますので、そういう訳では無いですよということで、ご指摘のように、一番根幹をなす部分になりますので、これはすべての部署で協働を進めていかないといけないわけです。そのマネジメントするのが自治協働課ということになりますので、そこのマネジメントが、きちんと動いているかどうかということの情報交換を、今年度もここでしっかりとさせていただく必要があるかと思います。それがきちんと出来ていけば、あえて市長が、トップダウンで言わなくても、協働が進んでいくし、そのあたりは、もうすでに河内長野ではこの懇談会の意見も反映して、それぞれの課に協働推進員というのが、配置されています。

委員：協働推進員。

久会長：はい。それぞれの課の中で、自分のところの協働をきちんと進めて欲しいという推進員という職員さんを決めてやっています。

委員：そうですね。私も知識として知っているのですが、それがどの程度機能しているか心配があるということです。だから、現状打開するにはどうしたらいいかが少し見えないです。

久会長：少しお話しをすると、るーぷらざの意見に関して、全然決まっていない段階で、ここに諮っていただいていますけど、行政として非常に難しいです。行政というのは一定方向性が決まった段階で皆さんに意見聞きますけど、その段階では、もう言っても遅いということがいっぱいあります。だから本当は、煮詰まらないうちにどんどん意見を聴取して欲しいですけど、そこが仕組みとして、行政としてやり辛いということになっています。それでも頑張って欲しいという私の思いもありますので、そういう意味で、ワークショップというのは、白紙の状態から意見交換できる場所ですので、それで敢えてワークショップ何回やっていますかという話をさしていただきました。また次回以降も、本当に実質的な協働が進めるようにするため、どのような仕掛けをしていけばいいかということもまたご意見賜ればと思います。ちょうどチャイムが鳴りましたので、ここで終わらしていただきたいと思います。ありがとうございました。

委員：ありがとうございました。